

【FdData 中間期末：中学歴史：奈良時代】

【班田収授法と税制】

【班田収授法】

【問題】(1 学期中間)

次の文中の①～④に適語を入れよ。

大化の改新によって、それまで豪族が支配してきた土地と人々を国のものとする(①)の原則が定められた。この原則に従い、戸籍に登録された(②)歳以上のすべての人々に(③)田があたえられ、死ぬと国に返させた。この法令を(④)という。

【解答】① 公地・公民 ② 6 ③ 口分 ④ 班田収授法

【解説】

【班田収授法】 ← 公地・公民

6年ごとにつくられる戸籍にもとづいて

6歳以上の人に口分田をあたえる。

645 年に始まる大化の改新^{たいか かいしん}によって、それまで豪族^{ごうぞく}が支配してきた土地と人々を国のものとする公地^{こうち}・公民^{こうみん}の方針が定められた。しかし、実際に

公地・公民の方針を具体化できたのは、672年の
壬申じんしんの乱らんに勝利して天皇中心の中央集権を実現し
た天武天皇とそのあとを継いだ持統天皇じとう(天武天
皇てんむの后きさき)以降であった。持統天皇のもとで、
班田収授はんてんしゅうじゆの基礎となる戸籍こせきが整備され、692年に
全国的な班田収授たいほうりつりょうが始まった。701年の大宝律令
で律令制度が完成したが、この律令制度の下では、
6年ごとに戸籍こせきがつくられ、人々は、良民りょうみんと賤民せんみん
に分けて登録とうろくされた。戸籍に登録された6歳以上
のすべての人々に口分田くぶんてんがあたえられ、死ぬと国
に返させた。この制度を班田収授法はんてんしゅうじゆのほうという。

[問題](1 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 律令制度のもとでは、すべての土地や人々は
国家のものとする原則がたてられたが、この
原則を何というか。
- (2) 律令制度のもとでは、6歳以上の男女に一定
の面積の田を支給し、死ぬば返させた。①
この田を何というか。また、②このような制
度を何というか。

[解答](1) 公地・公民 (2)① 口分田 ② 班田収
授法

[問題](2 学期期末)

次の文の①～⑤に適語を入れよ。

律令政治のもとでは、(①)年ごとに戸籍がつくられ、人々は(②)または賤民として登録された。これにもとづいて、(③)歳以上のすべての人に(④)田があたえられ、死んだあと、国に返すという(⑤)法という制度が行われた。

[解答]① 6 ② 良民 ③ 6 ④ 口分 ⑤ 班田収授

[問題](1 学期中間)

次の家族の場合、何人に口分田があたえられるか。

[父 38 歳 母 35 歳 男子 15 歳 男子 9 歳

男子 1 歳 女子 12 歳 女子 7 歳 女子 4 歳]

[解答]6 人

[解説]

はんでんしゅうじゆのほう

班田収授法こせきによって、戸籍くぶんでんに登録された 6 歳以上のすべての人々に口分田があたえられた。この問題の家族の場合、6 歳以上であるのは 6 人である。

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 班田収授をおこなうために、一定期間ごとにつくられた台帳は何か。
- (2) (1)の一定期間とは何年か。
- (3) (1)に登録された農民たちには身分の違いがあった。身分が低いとされる農民たちを何とよぶか。

[解答](1) 戸籍 (2) 6年 (3) 賤民

[税制・兵役]

[問題](1 学期中間)

奈良時代の農民の負担のうち、次の①～③はそれぞれ何か。

種類	内容
①	口分田の面積に応じて稲を納め
②	労役のかわりに布(麻布)を納めた。
③	地方の特産物などを納めた。

[解答]① 租 ② 庸 ③ 調

[解説]

[人々の負担]

名称	内 容
租	口分田の面積に応じて稲を納める(3%)
庸	労役のかわりに布(麻布)を納める
調	地方の特産物を納める
雑徭	年間60日以下の労役
出拳	強制的な種もみの貸し付け
兵役	防人, 衛士

農民は班田収授法はんでんしゅうじゆのほうによって、男子は2段たん(約2300m²)、女子にはその3分の2くぶんでんの口分田が貸し与えられたが、その反面で、租・庸・調・雑徭そ しょう ちょう ぞうようなどの重い税負担が課せられた。

租は口分田にかかる税で、1段あたり2束2把そく わ(収穫高しゅうかくだかの約3%)を納める比較的軽いものであった。しかし、成年男子にかかる庸よう(労役のかわりに布(麻布)を納める)、調ちょう(地方の特産物などを納める)は、農民自身の手で都に運ばねばならず、行き帰りの食料などすべて農民自身の自己負担であったため、限度をこえた重すぎる負担であった。また、雑徭ぞうようは成年男子に課せられ、国司の命令で、年間最大で60日ろうえきの労役を提供するものであった。

さらに、成年男子 3～4 人に 1 人の割合で兵士が徴発ちようはつされた。兵士は諸国におかれた軍団で訓練を受け、一部は都へ送られて衛士えじとなり、一部は九州北部を守る防人さきもりとなった。兵士は、武装や食料などを自分で負担しなければならなかったから、その負担はひじょうに重かった。また、兵士を出すことはその家にとっても働き手をとられることになり、大きな負担であった。このような重い税負担と働き手を労役や兵役にとられてしまうため、春から夏には、種もみや食べる米がなくなってしまいう人々も多かった。かれらは国司や豪族から稲を借りてしのいだが、秋には高い利息(5割という高利)をつけて返さなければならなかった。これを出挙すいこというが、のちには強制的に貸し付けられるようになり、人々には税と同じものであった。

[問題](2 学期中間)

次の表について、後の各問いに答えよ。

租	口分田の面積に応じて稲を納めた。
(a)	労役のかわりにおさめる布(麻布)
(b)	特産物・絹・糸など
雑徭	労働(年間 60 日以内)
兵役	九州北部の防衛にあたる防人など

- (1) 次の文章中の()にあてはまる語句を、漢字 3 文字で答えよ。

「戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に一定の()という土地があたえられたが、さまざまな税負担が課せられた。

- (2) (1)の税負担に関する表中の a, b にあてはまる語句を答えよ。

[解答](1) 口分田 (2)a 庸 b 調

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 農民たちは田の面積に応じて稲を税として納めていたが、この税を何というか。
- (2) (1)の税は収穫の約何%であったか。
- (3) 絹や地方の特産物を納める税を何というか。
- (4) 労役の代わりに布(麻布)を納める税を何というか。
- (5) 年に 60 日以内、地方での労役に従う税を何というか。
- (6) 農民たちは米がなくなると国司や豪族から稲を借りてしのいだが、高い利息をつけて返さなければならなかった。のちに強制的に貸し付けられるようになったこのような負担を何というか。
- (7) 防人とは、どのような任務についてのことをいうか。

[解答](1) 租 (2) 約 3% (3) 調 (4) 庸

(5) 雑徭 (6) 出挙 (7) 九州北部の警備についた人

[問題](1 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 律令制のもとで、6 歳になると国が土地(田)をあたえ、その人が死ねば返させるきまりを何というか。
- (2) (1)で人々にあたえられた田を何というか。
- (3) 表の①～④にあてはまる語句を、次からそれぞれ選べ。

[律令 庸 雜徭 特産物 稻 防人
衛士]

名称	内 容
租	田の面積に応じて(①)を納める。
調	地方の(②)を納める。
③	労役のかわりに布をおさめる
④	九州地方の海辺の警備

- (4) 農民の重い負担となった国司や豪族から高い利息で稲を借りる制度を何というか。

[解答](1) 班田収授法 (2) 口分田 (3)① 稻
② 特産物 ③ 庸 ④ 防人 (4) 出挙

[問題](2 学期期末)

奈良時代の農民の負担(税)として、成人男子に課せられ、都まで運んで納める義務のあったものを次より 2 つ選び、記号で答えよ。

- ア 租(収穫の約 3%の稲)
- イ 調(絹や糸, 特産物など)
- ウ 庸(労役の代わりに納める布)
- エ 雑徭(年間 60 日以内の労役)

[解答]イ, ウ

[農民の苦しみ]

[問題](2学期中間)

次の文の①～③に適語を入れよ。④は()内から適語を選べ。

朝廷は戸籍にもとづいて班田収授を行い、戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に(①)をあたえたが、同時に、租・庸・調などの重税や兵役の義務を課したため、重い負担にたえかねて、逃亡する農民も少なくなかった。

(②)に収録されている山上憶良の貧窮問答歌はこうした農民の苦しい生活を描写している。同じ②におさめられている「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置いてぞ来ぬや 母なしにして」という(③)の歌からもこうした農民の苦悩を感じ取ることができる。また、このころの戸籍を見ると④(男/女)の字が多いが、これは、男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとしたためである。

[解答]① 口分田 ② 万葉集 ③ 防人 ④ 女

[解説]

[重い税負担→農民の苦しみ]

山上憶良の「貧窮問答歌」 } 万葉集
防人の歌「から衣 すそに…」 } に収録



男を女と偽る、口分田をすてて逃亡

班田収授法と租・庸・調・雜徭そ よう ちょう ぞうようなどの税制は、唐の制度をモデルにしてつくられたものであるが、農民にとっては限度を超えた重すぎる負担であった。租は収穫高の約 3%と比較的軽かったが、男子にかかる庸や調をあわせた税負担はかなり重いものであった。庸や調は農民たち自身の手で都に運ばなければならず、雜徭といって国司のもとで年間 60 日の労役を課せられた。さらに、成年男子 3~4 人に 1 人の割合で兵役の義務があった。農民にとって、これらの負担はきわめて重く、農作業に必要な時間までうばわれてしまった。天候の不順や害虫などのためにききんが起こりやすく、わずかなことで生計が成り立たなくなることも多かった。山上憶良やまのうえのおくらの貧窮問答歌ひんきゆうもんどうか(万葉集まんようしゅうに収録しゅうろくされている)は、農民の苦しい生活を貴族である憶良がかわってよんだものである。同じ万葉集におさめられている「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして」(私の着物のすそにとりついて泣く子どもらを、家においてきてしまった。母親もいないのに、今ごろはどうしているのだろうか。)という防人の歌からもこうした農民の苦悩を感じ取ることができる。

重い負担をのがれるために、男を女といつわって、
戸籍に申告して庸・調・雑徭・兵役をまぬがれよ
うとした(女子には庸・調・雑徭や兵役がなかった)。
重い負担にたえかねて口分田くぶんてんをすてて流浪るろうする農
民も少なくなかった。

[問題](2 学期期末)

奈良時代に作られたもので、天皇や貴族のほか
に、農民や次の防人の歌も納められている日本最
古の和歌集は何か。

防人の歌： から衣 すそに取りつき 泣く子
らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして

[解答]万葉集

[問題](1 学期中間)

10 世紀初めの戸籍をみると、次の表のように「女」の数が異常に多くなっている。これは農民が性別をいつわっていたためである。その理由を答えよ。

	A	B	C
男	7 人	6 人	14 人
女	39 人	25 人	83 人

[解答]庸，調，兵役，雑徭などは男子のみに課せられていたから女と偽ってこの負担を免れようとしたから。

◆社会歴史の各ファイルへのリンク

<http://www.fdtype.com/dp/sr1/index.html>

◆FdData 中間期末の特徴(QandA 方式)

http://www.fdtype.com/dp/qanda_k.html

◆製品版(パソコン Word 文書：印刷・編集用)
の価格・購入方法

<http://www.fdtype.com/dp/seihin.html>

※ iPhone でリンク先が開かない場合は、
「iBooks」を開いてリンクをタップください。

【Fd 教材開発】 Mail : info2@fdtype.com